

# 1992年 欧州統合と社会保障

J. V. ランゲンドンク

訳：岡 伸一

## I. 序 章

### 1. はじめに

ECの統合は、欧洲においては戦後で最も重要な経済的、社会的、政治的な発展である。長い欧洲の歴史を振り返れば、ローマ帝国の創設、シャルマニュ大帝の統治、スペイン帝国の形成、ナポレオン戦争等の大きな歴史的出来事に匹敵するものといえよう。また、この出来事は西ヨーロッパを再度、世界で最強の勢力に引き上げることすら潜在的に可能である。

このことは、単に世界の政治や経済における西ヨーロッパの地位を根本的に改めるだけでなく、市民の日常生活のあらゆる側面にも影響を及ぼすものである。他の地域と比べてEC加盟国の最も顕著な特徴は、恐らく社会保障制度の重要性であろう。西ヨーロッパ諸国における社会保障の経済全体に占める比重、そして市民の日常生活への影響の大きさは、アメリカや他の先進国よりはるかに大きい。

今日の社会における社会保障の役割は、誰も過小評価できない。社会保障は政府が市民を保護する役割を演じる際の最も重要な手段である。さらに、国民総生産の社会保障に振り向ける比率こそは、その国の文明の高さを示す

ものと考えることもできよう。国民所得に占める社会保障の比率は、働くことのできない、もしくは働く意欲のない人達のニーズを満たすために振り向けられた、社会全体の生産的要素を持った所得部分を意味する。そして、この比率は就業者以外の生計の負担がいかに社会の就業人口によって平等に配分されているのかを決める指標である。こうした社会的再配分がなされなければ、個人や各家庭が社会的リスクを負担しなければならなくなる。

スカンジナビア諸国を除いて、欧洲共同体の核心部分である西ヨーロッパ諸国（つまり、ドイツ、デンマーク、オランダ、ベルギー、フランス、イタリア、さらに、スイスやオーストリアのEC加盟国以外の国々も含む）は、まさに社会保障において世界で最も発展している地域である。これらの国々は、周辺をイギリス、アイルランド、ポルトガル、スペイン、ギリシャという社会的発展の近い国々に囲まれている。EC加盟国の社会保障支出はGNPの25%から30%を占めている。この水準は労働費用の3分の1、もしくは2分の1に該当し、民間部門と公的部門との経済の分化に決定的な影響力を持っている。社会保障費は大多数の不就業人口の主要な所得源となり、市場経済では大きな国内需要を支えている。また、この費用は社会

的強制力を持った巨大な貯蓄を準備し、政府による国民経済への投資ともなっている。

## 2. 社会保障と欧洲の「第三の道」

世界には、高度に産業化した国、議会民主主義の発達した国、混合経済の国、政府主導の文化を持つ国等々があるが、社会保障は西ヨーロッパ地方の最もユニークな特徴の1つであり、他のいかなる地方もこれ以上の社会保障を擁していない。ジャック・ドールがアメリカ社会とソ連社会に対抗する欧洲の「第三の道」と呼んだのは、正に社会保障に現れているような社会の基本的構成要素のことを指している。「第三の道」とは、高度な社会保護と高い水準の個人の自由が常に改善されつつ結合している社会を意味する。

こうした社会概念は1974年に始まる経済危機の時期を通じて大きな脅威を受けることになった。そこで、1993年以降の欧洲統合の達成が欧洲の経済を建て直し、社会政策についても可能性を増し、経済的政治的自由と高い社会保護の結合が将来に維持・強化され、世界中の国々が羨み、見習うような1つのモデルを確立していくことが望まれている。我々の第1の関心事は明らかに、統合された欧洲市場が本当に生産性や一般的な富を増やすのかという点である。経済的な統合は成功されなければならないし、また、さらなる社会的発展のための必要な基礎を提供しなければならない。

それと同時に、社会政策を伴わない経済政策が存在しないことは明らかである。企業の費用は家族の所得であり、家族の支出は企業の利得となる。社会的な世帯の所得保護は産業の利得と切り離すことはできない。社会政策は経済政策に影響を及ぼすし、逆に、経済政策は社会政

策に影響を及ぼす。欧洲の経済統合はある程度の社会的統合を伴うものと期待される。少なくとも、経済的統合を進めるための政策は、その展開の社会政策的な帰結に対応する政策を伴わざにはいられないといえよう。

## 3. 「調整」と「調和化」

ここでは、欧洲における社会的な側面を社会保障に限定して議論していく。そして、社会保障では、通常、様々な政策を2つの局面に分けて議論する。すなわち、社会保障制度の「調整」と「調和化」である。まず、「調整」とは既存の国内制度の適用に関する規則を創設して、2つ以上の制度が同時に、そして相互に適用される。この規定がないと、異なる制度下の人々の権利を平等に評価することは極めて難しくなる。「調和化」はダイナミックな過程であり、各国の様々な国内の制度が互いに接近化し、共通する規則や原則が共同体全体に適用されるものである。以下、「調整」と「調和化」を別個に検討していこう。

## II. 「調整」

### 1. 社会保障の「調整」制度

ヨーロッパ経済共同体創設当初から、社会保障制度の「調整」は特別な関心を集めた。事実、ヨーロッパ経済共同体は有名な1958年規則第3号及び4号において、一国から別の国へ移動する労働者の社会保障の権利に関する2つの完全で詳細な規則を共同体の最初の決定として発令することで、社会政策の領域における目覚ましい介入を試みた。そこでは、一国から別の国に移動する労働者の社会保障の権利に関する欧洲石炭鉄鋼共同体の加盟各国間の既存の協定

をそのまま援用していた。

これらの規定は即座に加盟国間の社会保障制度下での国内労働者と移民労働者との平等待遇の原則を取決め、異なる国との間での就労期間や保険期間の総合化の制度を組織化し、諸権利が複数国間で認められる場合には按分比例の原則で受給権が認められることになった。ここで重要な要素は、當時1つの制度の適用しか認められない原則である。1つの制度とは通常の場合、現在雇用されている国における制度を指す。加盟国の社会保障組織からの代表の他、労使団体の代表を参画させた移民労働者のための管理委員会がブリュッセルのEC本部内に設置され、制度のスムーズな運営への責任を負った。

規則第3号、4号は欧州共同体の社会的側面においては極めて重要なものであった。単に労働者の自由移動を実際に可能なものにさせただけなく（この効果は計測できないが）、さらに、単に長年に渡って社会保障給付の改善に貢献してきただけでもなく、これらの規則こそは社会保障を欧州委員会や欧州議会（欧州裁判所も忘れてはならないが、）が関係審議する事項であることを明らかにし、EC法の重要な項目として社会保障を位置づけたものにはかならない。

EC規則は、例えば「労働者」の概念について見られたように、特定概念に関して管理委員会や欧州裁判所が解釈を加えることによって、その実際的な重要性を急速に強めていった。欧州裁判所は、「労働者」の概念は国内的な意味とは異なり、特別なEC法上の意味を採用し、伝統的な「労働者」の意味の他に「労働者のための社会保険制度が適用されるすべての人<sup>1)</sup>」と解釈するようになった。同様に、「共同体

の労働者の移動」の概念についても、「就労を目的として、ある国から別の国に移動する労働者、もしくはその家族」という理解だけでなく、「休暇のように私的な目的から旅行する人々」も含むことになった<sup>2)</sup>。この新たな解釈は、医療に関する権利の共同体内での拡張適用に関して極めて重要な意味を持った。そして、この解釈は1982年に自営業者の制度においてもEC規則が適用されるようになることで、さらなる一步を踏み出した<sup>3)</sup>。

国内人と外国人の平等待遇の原則については、EC規則は単に国内制度の「調整」のみに委ねている。これによって、すべての加盟国の社会保障制度において差別禁止の原則が導入された。この原則は欧州裁判所の判決によって支持され、国内人と外国人の待遇におけるすべての相違を排除するための社会保障規則（また、国内法に基づく権利に関しても同様）を各國政府に強要している<sup>4)</sup>。

この規則第3号、4号は1981年の新しい規則1407/81によって取って代わられ、制度を新たにして管理委員会や欧州裁判所の多くの決定を統括して、多くの制度運用を改善させた。また、1つの規則は複雑な条文を保っており、異なる言語に翻訳されることで明快さを得ていない。また、長くて入り組んだ判決によって必ずしも明らかにされていない。欧州の「調整」の下での受給権の認定については、長い時間を要し、複雑な手続きを伴うものとなっている。特に、異なる種類の給付が関連して、国や共同体の反併給規則が適用される場合には、なおさらである。

## 2. 「調整」と1992年の欧州

ここで問題となるのは、1993年の单一欧州市

場の完成が社会保障制度の「調整」に影響を及ぼすかという点である。さて、その前に我々は、1993年の大掛かりな改革の目的を達成するために「調整」制度を変える必要があるのか問い合わせ直す必要がある。

域内市場の形成に関する限りでは、答えはノーである。現在の状況は1958年の欧州共同市場の最初の導入時の状況と基本的には何ら変わるものではない。その当時に創設された社会保障の「調整」制度は、1960年代の経済発展の最中にあっても、共同市場の運営に際して十分な役割を果たしてきた。この制度に対して多くの欠点が非難されているのは確かであるが、それらが共同市場の達成への障害になるほどのものではない。より統合の進んだ1993年以降の共同市場にとっても、この「調整」制度を改めて修正しなければならない理由は見当たらない。

ただし、特定の分野については、改善を進める必要がある。より完全に統合された共同市場として、域内のいかなる境界線や障害も商品、人、サービスの自由移動のために排除されなければならないから、可能な限り「調整」制度の欠点も修正していくなければならない。ここで我々は、このような「調整」制度の修正のうち最も重要な点を検討していこう。というのも、以下の点こそは近い将来の共同体の政策目標となるに相違ないからである。

### 3. 医療関連サービス

医療サービスに関する様々な障害を取り除くことは、恐らく現在の ECにとって最も重要な課題であろう。つまり、各国は独自の健康保険制度や医療サービス制度を持っており、これらの制度は通常、国内でサービスが行われた時に限ってその経費の償還等が認められる。各国の

人々が、薬剤や医療サービスの分野においても域内市場で制度の適用が受けられるよう求めている。域内の境界線は商品やサービス一般の場合と同様に医療の場合もオープンにして、人の自由な移動を助けるべきである。そこで要求されるものは、共同体内のいかなる所でも準備され、提供される医療サービスに対するすべての被保険者の権利を認める規則を制定することである。現在、規則 1408/71 の22条は、当該者が事前に本国の医療機関に対応する外国の機関の承認を得ていた場合を除いては、このような医療上の権利が認められるのは緊急医療に限定されている。

もちろん、ある北部地域の国の賢い受給者が本国で医療やリハビリの適用を受けたまま南イタリアやギリシャ、ポルトガルで休暇を過ごそうとする場合の対策も準備しておかなくてはならない。薬剤や医療機器の分野では、製造業者が競争を排除していたり、価格協定を結んでいたりすることを阻止するためにも、EC 委員会は十分注意して監視すべきである。だが、何故、市場の統合が他の商品やサービスのように、この分野での合理化や生産性の向上につながらないのか理解できない。

医療の分野で正しいと言えることは、教育や職業訓練の分野、さらに、他の社会保障関連サービスにおける拠出・給付に携わる行政の分野すべてについて妥当することである。こうしたサービスがとりわけ重要な国々がある。域内市場の運営は、関連サービスを低いコストで同等かそれ以上の質を提供し、自国と同様に他の機関も自由に訪問できるような効率的な組織を必要としている。

#### 4. 新しい受給者と給付の包摶

もし、労働者の自由移動が統合された市場運営のための条件であるとするならば、今まで適用対象から除外されてきた特定集団や特定給付制度を新たに適用対象に組み入れるために、社会保障制度の「調整」がさらに改善されなければならない。

まず、EC以外の国の出身者でEC加盟国にやってきて、そこで現行の国内社会保障が適用されている人を考えてみよう。今まで、これらの人々は欧州レベルの「調整」制度の恩恵を一切受けこなかった。つまり、彼らは国内人と同等の扱いをされる必要がなく、彼らへの社会給付はEC域内では総合化されないし、権利の移転も認められなかった。このことは明らかに差別である。特に、他のEC加盟国出身の外国人との間の甚だしい差別に相当する。つまり、同じ職場で等しく外国人労働者として働く者の間で、域内の国の出身者は社会保障の「調整」制度の恩恵を受けるが、他方、域外出身者は何の措置も適用されない。両者の間の唯一の差は国籍である。不思議なことに、外国人と国内人との平等待遇に関する規定が、具体的には国籍によって別個の条件が適用されることになる。移民労働者がその労働を最も必要としている国へ域内を自由に移動できるのは、ECにとっても有益なことであることは疑いない。このことはEC出身者の場合も域外出身者の場合でも同様である。移民のような域内の超過労働者であっても、一般国民と同じ社会保障拠出を払っているのであるから、社会給付に関してより低い給付しか提供されないと理由はない。

第2に注目しなければならないのは公務員である。これまでのところ、社会保障に関する

EC規則は公共部門には適用されてこなかった。それにもかかわらず、EC加盟国は総雇用の20%から35%を公共部門に見出しており、しかも、この比率は上昇傾向にある。この公務員除外規定の根拠は、ローマ条約において各加盟国が公共部門の雇用はその国民で充足させるとの規定があったことによる。この規定は公共サービスが国家の自治権の一部をなすといった古い概念に基づいており、国家への忠誠が疑わしい外国人にとっては適切でなかったのである。より現代的な公共サービスの概念は、国民のための商品やサービスを提供するという概念から離れ、可能な限り民間部門に類似する概念となりつつある。民間部門と同じ規則に従わない理由はないのである。

すでに、公共サービスについては、多くの国で新しい概念に基づいた狭い意味での定義が存在している。そこでは、公共サービスとは単に政策的責任者であり、公的に直接任命される人にのみ適用し、公共機関に雇用されたすべての人が自動的にこの概念の対象となるものではない。欧州裁判所もこうした現代的な概念に賛同し、「公共サービス」を公権力を実際に行使する職務、もしくは国家安全に真に重要性を持つ職務に限定した<sup>5)</sup>。このことの意味することは、公共機関でもこうした限定的な職務以外のすべての職務に従事する労働者も自由移動が保証されるべきであり、加盟国出身の外国人労働者は公務員としても受け入れられるべきである、ということである。

民間部門で必要とされるのとまったく同様に、公共部門でも公務員の自由移動は社会保障制度の「調整」を必要とする。このことは、公務員が民間部門の労働者と同じ社会保障制度の適用を受けているいくつかの国においては、公

務員の移動に際して社会保障制度の「調整」がすでに実践されていたともいえる。しかし、多くの欧州の国々は公共部門には特別な社会保障制度を有しており、「調整」制度への統合が要求されている。この統合には特殊で技術的な困難は要しないため、早期の実現が望まれる。

職域制度や補足制度の場合はまた別である。多くの欧州諸国では、法定社会保障制度は多かれ少なかれ契約に基づいた私的な付加給付制度に補足されている。これには2つのタイプがある。1つは主として保険契約や貯蓄勘定の形式による純粋な民間の個人的制度であり、もう1つは企業別もしくは産業別の団体交渉によって成立した社会的な制度である。スイスでは「三段階制度」と名づけ、社会保障が1段目を構築し、2段目が職域制度、3段目が個人保険としている。自由移動によって、もちろん、労働者がある国から別の国に移動する場合、法定制度と同様に付加給付の権利を失わないことは労働者にとって重要なことである。ある制度には「調整」を行うのにもかかわらず、別の制度で「調整」が行われないことは不合理である。

この点については、個人的な保険や貯蓄には問題は少ない。手数料は必要であろうが、銀行や保険会社では原則的に給付の外国への移管についてこれを妨げない。また、国籍や雇用地にかかわらず顧客を受け入れている。

大きな問題は第2段階に当たる職域制度である。職域制度は少なくとも通常の場合、暗黙のうちに労働者の移動を阻止するために設計されている。つまり、使用者が社会保障給付の上に付加給付を運営するのは、労働者を当該企業の職務に定着させるためである。そのため、使用者は勤続とか職務態度等の要件を付加給付の支給条件として設定しているのである。国のレベ

ルでも、職域制度の受給権の保全を規定することは容易なことではない。ましてや国際的なレベルになれば、問題はより複雑である。

その理由は、使用者が各国において付加給付の運営にあたって様々な技術を駆使しているためである。ある使用者は単に保険契約を取り結ぶであろうし、他の使用者は独自の年金制度を創設し労働者と共に運営している。また、別の使用者は企業の一方的な貯蓄ファンドを形成しているかもしれない。もちろん、このほかにも様々な可能性がある。そしてそれは、受給権拠出に基づいて付与される。拠出は労働者か使用者、あるいは両者によって行われる。拠出した基金が使用者、あるいは信託者によって投資にあてられる際は、労働者にも利益をもたらしうる。この資本に基づいて、労働者は積立金、もしくは定期的な支払いを受けることができる。さもなければ、労働者は勤続年数に応じて拠出額と無関係に賃金の特定比率、もしくは定額の返済金を得るのである。

障害、家族的理由による欠勤、失業等の認定期間には大きな違いがある。さらに、倒産や企業分離、吸收合併時の補足給付制度における権利喪失に対する保護規定においても大きな違いが確認される。この点については、ECはすでに従業員給付に関する使用者の責任と権利の引き受けに関する指令を発している<sup>6)</sup>。しかし、企業は過去における労働者の大きな借金を引き継ぐことには消極的である。結局、企業はこの指令の抜け道を追求する傾向にあり、企業の資産は引き継ぐがその他のものはなかなか引き継がないのが実態である。職域制度の「調整」に関する指令は恐らく多大な困難を伴うであろうし、すぐに成立することは期待できない。

労働者の自由移動に関しては、法定社会保障

制度の現行の「調整」には大きな欠点が存在する。とりわけ、失業給付と早期年金に関してである。既存の制度下では、失業者は3か月の期間に限って給付を維持しながら、ある国から他の国に移動できる。その間、当該者は出先の国において求職活動に従事しなければならない。このことは、本国労働省と出先の国の労働省の双方の認可があってはじめて成立することである。3か月後に依然として職が見つからなかつた場合、失業した国に帰らなければならない。さもないと、失業給付の権利をすべて失うことになる<sup>7)</sup>。

この規定の理由は明快である。「専業的失業者」は居住地をギリシャ、イタリア、スペイン、ポルトガルのような住みやすい地域へ移すであろう。そこでは、恐らく仕事は見つからないだろうし、物価水準の差から出身国からの失業給付で生活費は十分与えられるので、彼らにとっては最高の居住地となる。こうした悪用を制限するためにも、3か月という期間が設定されなければならない。

こうした悪用にもかかわらず、起こりうる悪用にのみ目を向けながら規則を作成するべきではない。規則があれば、そこには必ず悪用が可能となるのである。こうした悪用の恐れがあるために、眞面目に就労して拠出してきた市民層、もしくは通常の雇用者よりも共同市場内の移動の必要性がより高い市民層にとっても、自由移動の権利はこうした悪用者と同様に阻害されてきた。現状では、ある国の失業者が別の国に出かけていって、そこで職業を探すこととは実際上不可能である。新しい土地に慣れ、生活環境に適応した頃には、もう本国に帰国しなければならなくなる。EC規則が展望していたのは、明らかに他の国の使用者に雇用される場合

に限られていた。つまり、労働者本人が移動したくても、使用者がそれを裏付けなければ移動は認められない。このように、自由移動が使用者によって決定されることは、正しいこととはいえない。共同体は本当の意味での労働者の自由移動から多くのものを得られるだろう。本当の自由移動とは、雇用の需要がある時には共同体内のどこへでも移動できて、そこでの使用者に労働を提供することができる状況を指す。

失業給付の悪用の懼れはすべての欧洲諸国で極めて大きいものとなっている。失業保険については、厳しい管理がいたるところで行われているし、また、悪用を排除するための対策もとられてきている。欧洲社会保障制度の「調整」の重要な要素は各制度の相互の認識であり、各国で多様に展開されている管理や規制を満足のいく程度に相互に受け入れることである。これができなければ、国内制度の「調整」は不可能である。

早期退職給付に関しては、共同体内部を移動する労働者の権利の拡張がより強くなっている。早期退職給付は多くの国では、若年失業者に雇用機会を提供するために高齢者を労働市場から早くに追放する目的で創設された。この場合、この給付の受給者を当該国に留めておく理由はない。この種の給付の輸出の可能性が制限される唯一の理由は、これらの給付が多くの場合、EC規則の下で各国内の失業給付制度と連携しているためである。

異なる給付制度が関係し、国内および欧洲レベルの反併給規定が適用されているような極めて複雑な給付制度においては、「調整」規定の複雑さに加えて行政の怠慢は実際の制度施行を遅らせたり、時には長い訴訟へと至るであろう。これ自体が労働者の自由移動への障害とな

って現れるであろう。もし、この制度が透明さに欠け、また、もし、労働者が多くの行政上の問題や申請手続きの遅れを懸念する場合、国から國へ渡り歩く労働者にとっては新しい國で社会保障制度に保護されることで誠に大きな自信を持つであろう。実際、旅行者はECの規定などに頼らずに、海外での医療費に備えて個人的な旅行保険を利用している。

このことは国際的な企業でより明白なことであり、企業は海外を移動する経営者のために私的保険や職域給付の契約を取り結んでいる。彼らはまったく欧州社会保障規則を信用していない。この典型的な事例は欧州のジョイント・ベンチャーであるエアバス社に見出される。そこでは、多くの国々がEC規則を適用せず、同社の下で各国間の技術的な移動をしてきた労働者に対しては、就労してきた国の社会保障制度の適用から除外する協定が締結された<sup>8)</sup>。現行制度は非常に複雑で、非常に精巧で、多くの時間を費やし、非実践的であり、一般的には現代の移民の要請に適切でないと受けとめられているようだ。国との間の移動は可能な限り問題のないように扱われるべきである。移住することが、ある国の悪条件や過失に対するある種の罰則となってはならないし、むしろ逆に共同体を通じてあらゆる機会を発展させることで諸条件が改善されていくような方策をとらなければならぬ。

この点からして、状況を改善していくためには何ができるだろうか。確かに、暫定的な支払い方法を整備させたり、制度間の疑わしい措置に由来する多くの規則を減らしたり、現行制度の範囲内で採られるべき対策はたくさんあるだろう。各国間で協議された補足的な支払い制度を活用しながら、財政負担のグローバルな評価を行

うためにも、各國間での財政負担の厳密な計算は廃止されるべきである。

さらに、多くの問題の源となっている按分比例制度も多くの場合、廃止することができるだろう。そして、出身国で加入していた給付制度において、これまでの積立の相当額を受け入れ國の社会保障制度に移管するような外国への参入制度と同様な、民間部門での技術がECの社会保障政策においても活用されるべきである。そのためには、当該労働者は受け入れ國で同様の保険記録が認められなければならない。こうした方が、労働者にとっては自分の権利がどこにあるのかより明確になるだろう。そうすることで、何ら特別な複雑さを生じないで以後の給付の申請が当該国民と同じように認められることになろう。

大変興味深い提案がティルブルク大学のダニー・ピーター教授から「第13国制度」と名付けられ、発表された<sup>9)</sup>。この提案は国から國へ移動する人だけを対象に超国家的な社会保障制度を創設することを目指している。同教授はこの制度を選択的なものと考えている。つまり、労働者本人が現行の「調整」制度に留まるか、あるいは欧州レベルのこの制度に参加するか選択できる。選択ができるということは、ある人が各国を移動することを予測した際により合理的なものとなろう。この欧州制度は主要加盟国の一般的な給付より低くない水準の合理的な制度を提供しなければならない。できれば、ほとんどの各国の制度より高い水準を保障すべきであろう。財政については、国内制度と同じ方法で確保されなければならない。すなわち、拠出は労使から「調整」規定の下で適用されるのと同じ比率で直接欧州社会保障基金へと支払われる。移民する前に積み立てられた国内制度にお

ける拠出相当分は欧州社会保障基金に移管される。その分、当該国は給付支払いの義務から開放される。そして、当該国政府は同じ条件で国内制度に対して行うような補助金をこの欧州制度に対しても行う。

この制度はその適用をすべての産業に次第に拡張していくことで、一種の欧州の「調和化」を目指している。ピーター教授は例え、頻繁に国際的な契約を結んでいる業界では労働協約によって国際的な制度に加入できるようにすべきと提案している。誰もこの「第13国制度」が近い将来に創設されると予想していないだろうが、この最近10年間に社会保障の領域で現れた中では、最も輝かしい提案であるように思う。

## 5. 非市場志向の「調整」

以上、社会保障制度の「調整」における必要な改善点を1993年の拡大した経済統合の創設の見地から考察してきた。ある人はこの欧州統合への大きな一步を様々な性格の改革として、また、国や経済組織のみならず市民の共同体への統合をもたらすような政治的統合への一步とみなそうとしている。

欧州合衆国の創設ほど遠大なものではないにしても、すべての人が共同体内の自由移動が何故単に生産過程において有用で経済的に活動している人に制限されなければならないのか、疑問を抱くであろう。仕事のために国を移動する人が受けられる給付が何故私的な理由で移動する人に拒絶されるのか。

こうした問題への取り組みとして、特定集団への欧州「調整」の制度を拡張することがすでに着手されている。例えば、学生の場合、労働者と同様に扱われるが、共同体内の交流制度の

奨励に関する（エラスムス計画、コメット計画、サイエンス計画、イエス計画等）特別な共同体計画が実施されている。ECが後援する制度によって移動する人々が欧州の「調整」の給付を否定されるのは、まったく不思議な話である。こうした適用の拡張は間もなく実現されるであろう。

もう1つのまったく違った問題は、障害者や最低保証、社会扶助制度受給者の問題である。これらのカテゴリーの人々は、高い給付を持ち、従って、より寛容な制度の財政運営を行っている国に強く引き寄せられる傾向にあるが、加盟国はこうした人達に対して国境を開こうとはしたがらない。他方、これまで扶助と呼ばれてきた制度のうち、多くの制度は最低給付を保証する手段として社会保障制度の中に統合されつつあり、欧州の「調整」に含まれてきていることは認めざるを得ない。この例はベルギーが保証している最低年金制度や最低所得給付である<sup>10</sup>。扶助制度への権利がより広い範囲ですべての加盟国で認められ、その結果として扶助制度への加入がもはや行政当局による任意の政策に依存するものではなくなり、裁判所によって保護された法的権利としてますます認識されるようになっていく限り、現在のすべての扶助制度はECの社会保障の規定の下に組み入れられ、実際には扶助の定義の外に残る制度はまったくなくなるか、あるいはいくつか存在してもごくわずかなものになるであろう。その段階から扶助を社会保障制度の中に全般的に組み入れていくことが容易になるであろうし、社会保障給付に適用されているのと同じ規則が扶助制度においても適用されやすくなるであろう。こうした統合の財政的な帰結は、より良い制度を持つ国が恐れているほどには大きなものとはなら

ないだろう。何故なら、現行の欧洲の「調整」制度においては、当該国によって支払われた給付の財政負担はすでに各制度下で費やされた時間に応じて出身国との間で分配されている。同様の方法が扶助給付においても進められよう。その結果、各国で最低水準とみなされている人達も欧洲共同体の規則から除外されることなく、経済的に活動している人と同様に扱われることになるであろう。こうした最底辺の人達は自分の希望するように生活を築き上げることができると、より良い生活を求めて国を移動することもできるだろう。「市民のヨーロッパ」は単に「中流階級のヨーロッパ」を意味するのではなく、国民のすべての階層に広げられるであろう。

### III. 「調和化」

EC域内での社会保障制度の「調和化」を論じる際、我々は現行の国内制度間の摩擦や争議の仲裁から離れ、欧洲共同体によって発せられる「規則」「指令」「勧告」といった法律による各国の制度の発展に直接影響を与える領域に目を向けなければならない。欧洲レベルの社会政策が実際に各国内の社会保障制度の様々な分野で変化をもたらしている限りにおいて、各国の制度はこれまでのように排斥的で、国内的であることをやめ、たとえ重要な制度でなくても欧洲レベルの政策の一環として位置づけられなければならないくなっている。

#### 1. 1992年計画にともなう社会政策

1992年までの域内市場完成の計画は、1958年当時の共同市場の創設期に現れたものとほぼ同じ路線に沿って、社会的「調和化」への関心を

新たなものにしている。国境は今やより現実的な方法で開かれるだろうし、様々な社会保護政策は廢止されるだろう。このことは、各加盟国における社会政策の相違に由来すると思われる国際競争上の不利益への新たな懸念を生み出しある。そして、さらに厳しい国際競争の中で、労働者は直接的、間接的な賃金の削減と労働者保護や雇用条件の劣悪化に不安を抱くであろう。「社会的ダンピング」という用語が再び聞かれる。

1960年代の初めにこれらの懸念が払拭されたように、1992年以後もこれらの懸念は自動的に消え去るものと我々は信じがちである。すでに有名になったセッチャニ報告は、欧洲市場統合が多くの社会問題がより容易に克服されるため、生産性や雇用の上昇を導くという期待の裏付けを提供した。もし、これが本当だとしたならば、現在のような社会保護水準の減少の恐れはないはずである。むしろ、その改善が期待できるであろう。

しかしながら、セッチャニ報告の中でも、新たな問題が特定の領域、特定の産業部門において生じると指摘している。倒産の恐れ、失業、労働条件の悪化がそれらの特定領域内に限っては正当化されるであろう。ECは少なくともこうした統合市場の意図せざる結果に対しても責任をとるべきであり、1992年計画の犠牲者となりそうな人々への特別な保護規定を設けるべきである。

共同体の現在の計画では、共同体の2つの社会基金の統合や拡張によってこの責任は果たせるとしている。その際、市場統合によって不利益を被る当該地域や当該産業部門を支援するために現在の2倍の財源が確保されなければならない。社会基金の現在の活動の方向に沿って、

今後も EC によるさらなる介入が続けられるであろう。つまり、技術的・経済的变化によって失業した労働者の所得喪失を保護するために、EC が臨時給付を含んだ復興対策として加盟国政府への様々な補助を提供することを意味する。これらの基金の介入に関しては、共同体の個人労働者には何の権利も付与されない。こうした EC の社会政策の側面は、通常そうであるように、大変慎重なものであり、巨額の資金を必要とする。しかし、一般市民からは欧州社会政策として認識されるにはほど遠く、EC の社会的なイメージの創出にはほとんど貢献していない。

EC 当局は間違いなくこの点を認識しており、EC の介入を拡張化する傾向にあり、欧洲レベルの構造的援助をより分かりやすくするために、援助の必要な受給者に向けてより直接的に案内しようとしている。そのような EC 当局の仲介が加盟国すべてによって快く受け入れられるかどうかは、もちろん不確かである。

## 2. 社会的統合への新たな関心

1992年と1958年の状況は似ている側面もあるが、大きな違いも存在する。EC 創設当時には、市場の力が巨大な富を生産し、すべての市民がより高い生活水準を享受できると強く信じられていた。1970年代、そして80年代の経済危機がこのことが正しくなかったことを証明した。そして、野放しにしておけば経済は受け入れがたい結末を生み出すことが認識され、これを回避するためにも政府の介入が必要となつた。企業の競争力は企業の政策であるというよりも国家の政策の関心事になったのである。社会的な「調和化」が緊急性を要するようになったのは、政府の介入や公権力による民間企業

の積極的な支援といった雰囲気から生じたものである。政府は企業の競争力の条件を改善するための手段として社会政策を利用している。そのやり方には2つある。

社会保障拠出に代わって一般課税から社会給付の財源を調達することが1つである。つまり、社会保障の負担を企業と労働者に課す代わりに、すべての世帯に広げて負担してもらうことを意味する。デンマークではすでにこのやり方を行っており、加盟国の中では最も高い一般課税率と最低の拠出率を示している。いくつかの加盟国では、農業もしくは石炭等の部門で特別な社会保護政策が採られ、企業と労働者の拠出を低く抑えるかわりに一般課税からの財政支援を導入している。より最近の例はオランダに見られる。1993年の域内市場の完成を見つめながら、オランダ政府は家族給付の財源としての社会拠出を廃止し、一般税収から賄うことを決定した。同様の動向はスペインの健康保険においても見られる。これによって、スペイン政府は最も大きな支出項目を新たに政府会計の中に引き受けたことになる。こうしたことは、明らかにオランダやスペイン企業の社会的負担を軽減する結果になろう。

もう一つの企業の社会的コストの戦略的削減の方法は、使用者拠出の直接的な削減である。経済危機が進行する中で、このやり方は欧洲の多くの国で実行してきた。最も典型的なのはイタリアの場合で、輸出産業での使用者に拠出の減額を認め、さらに、女性を雇用する場合にも同様の減額措置を施行した。ベルギーもこの点では非常に積極的である。ベルギー政府は雇用促進のために多くの使用者拠出の軽減措置を実施してきた。最も有名なのが「マリベル計画」と呼ばれるもので、国際競争の渦中にある

企業で雇用された肉体労働者のための使用者拠出を特定額まで免除するやり方であった。このような社会的ダンピングの行動に関して何もせずに、果たして1993年の域内市場は達成されるのであろうか。このような方向に突入しないで、競争相手にこうした政策を採られて国際競争に逆の効果が生まれるのを避けるためにも、加盟国政府は共同体に必要な行動を要求することになるだろう。

OECDが多国籍企業のための倫理規範を持っているが、ECもこれと同じように産業に対する政府の社会的便宜に関する倫理規範を作ることもできよう。もし、欧州レベルでの拘束力のある政策に向けて動きたいとするならば、社会保障財源の特定の構造を規定し、政府と企業間の負担配分に関する特別な条項を盛り込んだ「指令」を想定することができる。各国における極端に異なる状況から、このことは大変困難なことであることは確かであろう。デンマークやフランス、ドイツの財政の構造を一見すればこのことは十分想像できる。さらに、各政府はなかなか社会保障制度の財政に関しては、権限を部分的にも委譲したがらないことも確かである。さらに、社会拠出における産業への便宜は、政府が何らかの隠れたやり方で企業に提供する多様な援助策の中の一つに過ぎない。例えば、安いエネルギー価格、低い利子率、低い法人税、特定企業負担の免除等々が考えられる。民間企業への政府援助全体に関する欧州レベルの政策が必要になってくるであろう。その際、社会保障の財源に関する政策も考慮に入れられなければならない。

### 3. その他の成果

域内市場の完成がどの程度、欧州共同体の社

会保障の領域における政策に影響をおよぼすか。私の意見では、答えは端的にいってゼロである。欧州共同体は現在あるような社会保障制度を伴って20年以上も歩んできた。社会保障制度はその間、国際貿易にとって一度も大きな障害となったことはなかった。

もちろん、社会保障制度の相違は、たとえ社会保障の「調整」の規定があっても、国から国へ移動する労働者にとっては障壁となって常に出現する。そして、社会保障の財政構造の違いは様々な国の産業に利益や不利益を生み出すであろう。しかし、これらの相違は同様の意味、もしくは逆の意味において、他の多くの要因と共に混同され、また覆い隠されているので、過去における相対的な重要性しか持たないようになった。従って、その実際の重要性は測定することが難しい。欧州における共同市場の経験は、社会的「調和化」は強制的なものではなく、単に給付や財源に関わるものであるということを教えている。しかしながら、現実の問題として、单一議定書と1992年の域内市場の完成計画によって欧州の理念に与えられた新たな推進力は、欧州統合のすべての側面において、重要な、そして新しい一步が期待できるものである。一つの新しい欧州の熱狂が生まれた。1975年危機によって生じた失敗の感覚は払いのけられた。1958年に創設された共同市場の完成からはほど遠いものの、1993年計画は、たとえすべての加盟国政府の賛同を得ていないとしても、世界で第三勢力として、そして最も住みやすい社会モデルとしての欧州の建設の新しい意思を持って、欧州統合の新たな段階が始まったことを示すものである。その目的は単に企業家や金融家への便宜をはかるだけでなく、統合された欧州に住むことは分離され独立した欧州各

国に住むよりも良いと市民に感じさせるような欧州の構造を創設することにある。政治的な意図は明らかに、強烈な社会政策の要素を持って1992年の欧州を作ることにある。前に強調したとおり、政治的自由と個人の自由を共有しながら、高い水準の社会保護を行うのが欧州社会の最も本質的な特徴であることは十分認識されていることである。このことは1992年以後の欧州構造においても示されなければならない。現在の状況では、1992年計画の準備段階にある26の指令を考慮すると、社会政策に関しては主として労働者の保護や労働環境の保護に集約している印象を持つ。この点は確かに重要な点であって、無視できない点であるが、さらに、より一步先を準備していくべきであろう。市民とは労働者だけではなく、労働者は市民だけでもない。もし、EC当局が本当の意味での欧州モデルに従って統合された欧州を構築したいと思うのなら、それを必要とするすべての人々のために基本的な社会保護の重要な政策を強調することが必要とされる。そのような政策とは、どのようなものが考えられるべきか。ここで我々は3つの可能なタイプを提示しよう。

#### 4. 差別禁止

まず、共同体が第1に考えている指令は、1978年の平等に関する指令の継続であろう。この指令によって、欧州共同体は欧州における社会保護の指定席を据えていたということができよう。つまり、直接的、間接的男女差別の禁止である。これに先行して、第1の基本的な規則は、共同体内部を移動する労働者（自営業者を含む）とその家族の社会保障に関する規則1408/81の第3条による国内人と外国人との差別の禁止であった。

もし、欧州共同体がこの2つの差別を禁止するのなら、それ以外の全ての市民に関する平等待遇の基本原則に背くあらゆる差別を禁止すべきであろう。2つの適用領域が社会保障の適用を待ち望んでいる。職業による差別と年齢による差別である。

職業上の格差は西ヨーロッパのほとんどの社会保障制度の歴史的発展経緯の結果であり、特定労働者の職域集団のために創設された共済制度に起源を発している。その後、政府がこの保護規定を強制化した時、職種によって異なる格差を伴ったまま、現行制度を可能なかぎり維持してきた。こうした伝統的な構造は、たとえ加盟国内でも職業上の移動に対する障壁と考えられていたとしても、すでにある程度の評価を得ており、排除することは困難である。それにもかかわらず、これらの伝統は法律の下で市民平等待遇の原則に反している。社会保障制度は特定集団に対し、同じくより低い拠出率でより高い給付を提供したり、逆に、より低い拠出率で同じくより高い給付を提供することはできない。もし、ある国である伝統的な古い構造が社会保障制度の一般的適用化への改革に対する障壁となる場合、共同体の指令が各国の政府当局に対して、経過期間を設けて徐々にすべての労働者に対する平等待遇を達成するための機会を与えることができよう。

差別の新しいタイプは年齢による差別である。1975年危機はすべての欧州諸国に若年失業者の問題を経験させた。その際、若年者のための様々な特別な計画が準備された。これらの政策が有用であり、必要であったことは明らかであるが、若年労働者の過大な強調は高齢労働者の相対的な軽視を招いた。法律は労働者の特定の便益を年齢によって拒否すべきではない。

他方、高齢労働者は若年者に雇用機会を譲るために労働市場を早く退くことが奨励されている。ここに二重の問題を見ることができる。一方では、特定年齢の労働者は失業保険や年金において特別な権利が認められている。他方では、高齢労働者は労働する権利が制限されたり、排除されたりする。

再び、ECが登場して、年齢に関係なく労働者の平等待遇の原則を強化しなければならない。ただし、年齢が確かに区別の決定的な要因である場合はこの限りではない。特定年齢での強制退職を禁止し、年齢だけの要因で労働者を差別することを禁止（アメリカの場合は年齢70歳まで）したアメリカとノルウェイの法律<sup>11)</sup>は恐らく貴重な示唆を与えるよう。このように、欧州共同体はその指令によって、各加盟国政府に対して差別禁止規定の完全な法典を強制することができよう。この法典は各政府が変更や再導入できないものであり、裁判所によって施行されるものである。

## 5. 社会給付の保証

欧州共同体が取り組むことのできるまったく別の行動領域は、現行社会給付の法的保証であろう。現在、欧州諸国の国民の間には社会給付、特に年金の将来に関して大きな不安が抱かれている。公共財政の危機は、イギリスを除いて、特定の国では特に深刻なものになっている。そして、現役労働者と高齢者の人口構成の不均衡もあって、現在と比べて将来の年金財政の問題はより一層深刻化するであろう。賦課方式の財政方法の下では、現役労働者が現在の退職者の年金を直接支払っているが、現役労働者は、将来の現役労働者が同様に、その人達が年金受給者になった時に喜んで年金を支払ってくれ

れるのかどうか不安に思っている。職域年金制度は常にこの懼れを持って運営されており、ときには政府さえもが（ベルギーやスペイン）職域年金に特典を与えることで、公的年金制度へ不信を抱かせたり、民間年金制度へ投資することを奨励することもある。

将来の年金権を保証する方法はあるのだろうか。ドイツの法律では、年金の将来給付への権利付与は憲法14条によって「財産」とみなされている。このことは、1980年の憲法裁判<sup>12)</sup>の重要な判決である。これによって、年金権は被保険者によって無視できない拠出に基づいて確立された「財産」と考えられるようになった<sup>13)</sup>。こうした法的技術は欧州共同体のより広いレベルでは活用できないだろうか。欧州の指令は実際に一種の超憲法として活動しており、将来も各国政府によって、また、憲法を採択する特別な手続きによってさえ修正されない。欧州の指令によって社会保障の拠出制給付を法的に保証することは、人々に無駄にならない拠出をすることを保証し、現在支払っている制度によって約束されたのと同じ水準の給付を最低限将来に受けるためには、容易で信頼度の高い方法である。ドイツの政府もこのような指令には決して反対しないであろう。すでに同様の内容の国内法が成立しているからである。イタリアの憲法裁判でもすでにまったく異なる配慮から同様の判決が下されており<sup>14)</sup>、実際に政府はたとえ財政的、人口的压力があったとしても年金権は守る強い意思を表明した。従って、このような指令は望ましいものであり、また、実行可能なものなのである。

## 6. 欧州最低所得保証制度

共同体にとって第3に可能な行動の方向は欧

州最低所得保証制度を創設することであろう。この制度は提案されている政策の中でも、もっとも達成困難なものであるが、また同時に最も重要なものもある。

もし、どのような人に対しても社会保護を適用させたいのならば、まず最初にしなければならないことはすべての人に最低所得を保証することであり、これによって共同体内ですべての人が最低程度の生活が可能となるのである。現在、最低所得の権利は事実上すべての欧洲諸国で何らかの形で認められている。旧来の公的扶助は扶助の権利として展開し、少なくとも、生存し共同体での生活に参加できる程度の最低水準の財政的扶助への権利を含むことになった。旧来の扶助と社会保障の区別は現在では消え去っており、扶助は社会保障がすべての市民に対して所得保障を行うための1つの手段とみなされている<sup>15)</sup>。最低所得への権利はもはや現代の社会保障制度においては不思議な要素ではなくなりており、今日の社会保護制度の基石となっている。

しかし、もちろん生活水準は国によって異なるため、デンマークからポルトガルやギリシャまですべての地域をカバーする欧洲レベルの最低所得保証水準を決定することは不可能であろう。この問題は、実額ではなく、各国の平均賃金やGNPに占める特定比率で所得水準を決定することで解決される。もう1つの問題は、経済発展の程度が異なるため、ある国では設定された最低水準を容易に達成できるが、他のある国ではその最低水準を保障することがより以上に困難となることである。ここではじめて、眞の欧洲連帶の要素が実践される。最低所得の財源については、農産物の価格保証制度を施行している共通農業政策と同様のやり方が考えられ

る。加盟各國は国の付加価値に応じて欧洲最低所得基金に拠出できるであろう。こうして、より豊かな国からより貧しい国への有効な基金の移転が達成されるだろう。

この移転基金の規模は法外なものであってはならない。ベルギーでは、最低所得への権利は1974年の法律によって創設されたが、この給付のための総支出は社会保障総支出の5%を越えたことはない。共通農業計画と比べれば、このような最低所得保障をめぐる制度に要する費用は問題にならないほど小さいものであろう。農業政策も貧しい農夫の所得保証という同じような目的のために運用されている。欧洲最低所得保証は、確かに多くの問題を提起するだろう。例えば、適用条件、家族状況や社会的言質、家族の扶養等に関してである。これらの点はすべて解決が困難であるが、もし、共通する欧洲の姿勢が取られれば条件は大分緩和されるであろう。そして、まさに欧洲最低所得保証制度の存在は疑いなく新しい欧洲建設の社会的な着想を鼓舞させ、単なる市場統合から市民のための共同体が展望できるであろう。

## 7. 基本的社会権に関する共同体憲章

欧洲共同体の新しい社会的イメージを強調するためにはすでになされた努力は、ジャック・ドロールによって「抑制できない社会的台座」と呼ばれた社会保護の最低基準に見出すことができよう。この理念は共同体内ですべての人に対して、国際市場における国際競争の激化によって起りうる社会給付の削減に関して、最低保証すべく社会保護の基本となる最低水準を設定することへの合意であった。

1989年12月8日、9日のストラスブルクでの欧洲サミットで、12の加盟国首脳のうち11人が

共同体社会憲章を採択した。この社会憲章では明らかに労働関係において労働者の権利を強調していたが、社会保障に関しては大変曖昧な表現で、しかも、わずかに4つの節しか扱っていないかった。

第10条は共同体の各「労働者」（住民ではない）は「適切な」社会保護の資格を与えられ、企業規模にかかわらず、すべての労働者は「十分な水準の」社会保障給付が保証されなければならないと述べている。さらに、続いて、労働市場に最初から入り込んでいなかったり、もししくは、かつて労働市場にあっても、一度外れてそのまま遠ざかっていることで労働市場から排除されている人は、もし、生存手段を十分持っていたなかったならば、十分な給付や資力が与えられるべきであると述べている。第24条は、退職時にすべての共同体内の労働者が生存に最低限必要な水準の資力を受ける権利が認められるべきであると付言している。第25条は「すべての人」（ここでは単に「労働者」だけではない）は退職時に必要に応じた資力と社会サービス、医療サービスを受ける権利があると述べている。最後に、第26条では障害の原因や性格にかかわらず、すべての障害者の社会的・職業的統合のための補足的な政策を採ることを約束している。とりわけ、職業訓練、出入り、移動、輸送、住宅等の領域が強調されている。

このような「社会法典」や「社会憲章」の持つ問題は、個人労働者にとって、もしくは個人市民にとって、適切な水準を維持することがほとんどできないことがある。これらの法律が加盟国に基本原則の遵守を監督するように強制しても、一度最低水準が設定されてしまえば、結局はどうしてもある国の市民は水準が低すぎて制度から何の保護も受けないに等しくなってし

まう。もし、水準をより高く設定するとしたら、今度はすべての国にこれを強制することができなくなる。今回の文書は、現在の市民のための基本的権利の法的保証ではなくて、将来のための社会計画となるであろう。

これが加盟国首脳と共同体当局が選択したやり方であった。この憲章はかなり高い倫理的な権威を持っているが、何の法的拘束力も有していない。EC法の下での法的形式を取っておらず、拘束力をもった勧告ともなっていない。国際競争の圧力の下で、この制度の将来に関する懸念が表明された時に、神聖なる宣言によって、各国首脳は共同体の国民の（少なくとも労働者の）社会的保護を促進する共通する意思を確認しあった。これらの文書は欧州委員会や欧州議会による将来の活動を誘導するものであるかもしれない。そして、移民労働者や欧州社会法制に關係する他の現行制度の解釈を助けるかも知れない。しかし、首脳達は各国民がいつか、どこかで必要とする本当の社会保護を提供するのにまだ十分なものであるとは信じていない。

### 注

- 1) Court of Justice, 19 March 1964, No. 76/63 (Unger).
- 2) 同様の事例について次を参照。  
Watson, Ph., Social security law of the European Communities, Mansell, London, 1980, 62 p.
- 3) Regulation Nos. 1390/81 of 12 May 1981 and 3795/81 of 8 December 1981.
- 4) 基本的な判決は次を参照。  
Court of Justice 22 June 1972, No. 1/72 (Frilli).
- 5) 1980年5月26日の2つの判定。  
Court of Justice, No. 149/79.
- 6) 使用者の支払い能力の事例での従業員給付の保護に関する Regulation No. 987/80 of 20 Oct. 1980 に続く Regulation No. 187/77 of 14 Feb.

- 1977.
- 7) Regulation No. 1408/71 の25条。
  - 8) この種の措置は Regulation 1408/71 の17条による。
  - 9) Pieters, D., "Naar een eenmaking van de sociale zekerheid in 1992?", in : Instituut voor Sociale Zekerheid, De actuele uitdagen voor de sociale zekerheid, Seminar at Corsendonk, 31 March and 1 April 1989. Die Keure, Brugge, 1990.
  - 10) 後者は Regulation 1408/71 によるものではなく、Regulation 1612/68 の社会的特典や税制上の特典に関する労働者の待遇の差別禁止の7条に基づく。
  - 11) 労働者保護と労働環境法の60(4)節を改正する1977年2月のノルウェイ法。労働法623と631節を改正する1978年のアメリカ法。
  - 12) BVerfGE 53, 257.
  - 13) Schulte, B., "Which guarantees can the systems of social security offer?", in European Institute of Social Security, Structural Problems of

Social Security Today and Tommorrow (Year-book 1987). Acco, Leuven, 1988, 186-194.

- 14) 1985年12月17日の判決、No. 149.
- 15) Perrin, G., "Prestations non contributives et droit de la securite sociale", in : Instituut European de Securie Sociale, Pension non contributives et soins de sante dans la securite sociale (Annuaire 1988). Acco, Leuven, 1989, 122.

#### 補記

本稿は本人の了解を得て、「調和化」の歴史的記述部分を割愛して訳出した。英文の完全原稿は大分大学「経済論集」第44巻1号、2号、1992年、に掲載予定。

(Jef van Langendonck ルーヴァン大学法学部教授、同大学社会保障研究所所長、欧州社会保障研究所代表)

(おか・しんいち 大分大学経済学部助教授)